



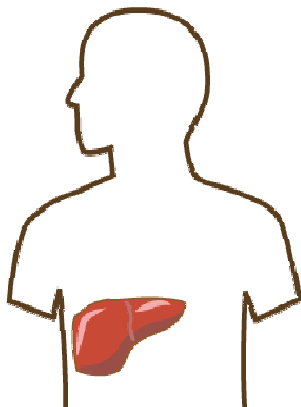
『 肝臓機能障害による身体障害者手帳について 』

肝臓機能障害による身体障害者手帳は、認定基準に該当する肝臓機能障害がある方と、肝臓移植を受け抗免疫療法を実施している方が対象となります。

認定基準に該当するかどうかの判定は、主に国が定める肝臓機能障害の重症度分類にもとづいて行われます。ただし、診断前180日間にアルコール摂取している方は対象になりません。

交付申請する場合は、まずご自身の症状が認定基準に該当するかなど主治医にご相談ください。手続きは、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で発行された身体障害者手帳交付申請書に本人もしくは家族が必要事項を記載し、指定医が記載した診断書と写真を添えて提出すると、認定されれば1カ月前後で身体障害者手帳が送られてきます。

身体障害者手帳は、日常生活の自立を支援するための制度であり、認定された等級により各種福祉サービスの利用が可能になります。なお、他の制度と重複する内容や優先順位などもありますので、具体的には最寄りの市町村の窓口等にお問い合わせください。



鹿児島厚生連病院
医療ソーシャルワーカー
沢津橋 あゆみ